

指定通所介護
(第一号通所)事業
運 営 規 程

万葉苑デイサービスセンター

指定通所介護（第一号通所）

事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人万葉福祉会が開設する、万葉苑デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の特性を踏まえ可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図り在宅生活を継続できるように支援する。

2 第一号通所事業の提供にあたっては、事業所の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めることとする。

（事業の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 万葉苑デイサービスセンター
- 2 所在地 奈良市川上町 281

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所に勤務する職員の管理及びデイサービスセンターの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。

ただし、事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の訪問、通所系居宅サービス事業所の管理者と兼務することができる。

- 2 生活相談員 1名（常勤）

管理者を補佐・連携し、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握と通所介護（第一号通所事業）サービス計画、通所介護（第一号通所事業）サービス報告書等の作成並びに家族との連絡調整にあたる。

3 介護職員 4名以上（うち常勤1名以上とする）

通所介護（第一号通所事業）計画に基づいて通所介護及び第一号通所事業サービスの提供にあたる。

4 看護職員 1名（常勤）

サービス利用者の健康状態のチェックを行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに必要な処置にあたる。

5 機能訓練指導員 1名（看護職員が兼務）

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前9時～午後6時まで（送迎時間を含む）

サービス提供時間帯 午前10時00分～午後4時30分

（利用定員）

第6条 1日のサービスを提供する定員は30名とする。

（事業の業務内容）

第7条 事業の業務内容は、次のとおりとする。

1 基本事業

(1) 生活相談（相談援助等）

(2) 機能訓練（日常動作訓練等）

(3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）

(4) 介護方法の指導（介護教室等）

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎サービス

2 通所事業

(1) 食事サービス

(2) 入浴サービス

（利用料等）

第8条 事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、次の各号に掲げるものは利用者負担を求めることができる。

(1) 送迎料（通常の事業実施地域を超える場合）

通常の事業実施地域を超えた地点から送迎距離1kmにつき 100円

(2) 時間延長サービス（通常要する時間を越えるサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額）

延長時間1時間につき 1,500円

(3) 食費（おやつ代含む） 820円

(4) 前号に掲げるほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

- 2 各前号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- 1 指定通所介護・・・奈良市、京都府木津川市（旧木津町、加茂町の区域）
- 2 第一号通所事業・・・奈良市

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 サービス利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 利用者が留意すべき事項は、以下のとおりです。

- (1) 利用開始前において発熱等体調不良の場合、サービス利用の中止を速やかに申し出ること。
- (2) 利用に際して、利用者又はその家族は居宅における心身の状況等を、送迎時事業所の職員に連絡することとする。
- (3) 利用者が感染症に感染している場合は、サービスの中止を速やかに申し出ることとする。
- (4) 危険物の持込は行わないこととする。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する利用者及び喧嘩、口論、乱暴行為等他人に迷惑を及ぼすようなときは、利用の中止又は停止を求めた際にはこれに応ずることとする。

ただし、その原因が老人性認知症又は精神疾患等によるときは、専門医とその対応について協議する。

- (6) 利用者が故意または過失により事業所の設備又は備品に害を与えたときは、その損失補償に応じることとする。

- 2.事業所が留意すべき事項は、次のとおりです。

- (1) サービスの実施にあたっては、通所介護計画及び第一号通所事業計画に基づいて、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- (2) サービスの実施にあたっては、常に懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、十分な理解を得られるよう説明を行う。
- (3) サービスの実施にあたっては、利用者に介護技術の進歩に応じ、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。

特に、認知症高齢者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスを提供する。

- (5) それぞれの利用者について、通所介護計画及び第一号通所事業計画に従ってサー

ビスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(6) 利用者が使用する施設・食器類その他設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずることとする。

また、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 サービスを提供する職員は、サービスの実施中に利用者の状態に急変が生じた場合はその他必要な場合には、速やかに家族及び主治医やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害時における対策)

第 12 条 事業者は、非常災害時に備えて防災計画をたてるとともに、定期的に避難・救出、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 13 条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業所は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報提供をする場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業所は、個人情報の保護に関する基本方針を公表する。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に務めその対応について協議する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこのかぎりではない。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第16条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者から苦情に関する調査に協力する。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、奈良県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、奈良県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(その他運営にあたっての留意事項)

第17条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所の職員の資質向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制の整備を図る。

(1)採用時研修、採用後1ヵ月以内

(2)継続研修、年3回

2. 事業所は、すべての職員に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
3. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
5. この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は当法人と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。(第 5 条)

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より一部改定し施行する。(第 8 条)

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日より一部改定し施行する。

(第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条乃至 16 条)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日より一部改定し施行する。(第 4 条、第 6 条)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。(第 4 条、第 6 条)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より一部を改定し施行する。(第 5 条)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部を改定し施行する。(第 8 条)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部を改定し施行する。(第 5 条)

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日より一部改定し施行する。(第 4 条、第 6 条)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。

(第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 9 条、第 10 条)

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より一部改定し施行する。(第 4 条、第 6 条)

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より一部改定し施行する。(第 4 条、第 6 条)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。(第 15 条)

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より一部改定し施行する。(第 12 条、第 17 条)